



目 次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
◎高知県立県民文化ホール の指定管理者の名称の変更の届出 (文化・国際課)	1
◎高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の名称の変更の届出 (")	1
◎高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者の名称の変更の届出 (")	2
◎高知県立美術館の指定管理者の名称の変更の届出 (")	2
◎高知県立文学館の指定管理者の名称の変更の届出 (")	2
◎こうち男女共同参画センターの指定管理者の名称の変更の届出 (県民生活・男女共同参画課)	2
◎高知県立人権啓発センターの指定管理者の名称の変更の届出 (人 権 課)	2
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	2
◎高知県立牧野植物園の指定管理者の名称の変更の届出 (環境共生課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
◎高知県立のいち動物公園の指定管理者の名称の変更の届出 (公園下水道課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	

高知県教育委員会告示	(5 ・ 28 掲 示)	3
◎告示 (高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める者) の一部改正 (教育委員会事務局教育政策課)		3
◎高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者の名称の変更の届出 (教育委員会事務局文化財課)		3
高知県人事委員会規則		
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (6 ・ 1 掲 示)		3
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則		3

告 示

高知県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーションキセレイ	安芸市川北甲3731番地	平成24年4月1日
変更後		安芸市川北甲3637番地	
変更前	訪問看護ステーションあおぞら	香南市赤岡町1161番地2	"
変更後		香南市香我美町字マガリ1152番地1	

高知県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に

関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成24年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年3月1日	社会福祉法人尽心会 土佐清水市浜町1番地23号	社会福祉法人尽心会ケアハウスひだまり 土佐清水市清水字後口山854番地141 地域密着型特定施設入居者生活介護

高知県告示第399号

高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第19条第3項の規定により高知県立県民文化ホールの指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立県民文化ホール
- 変更前及び変更後の指定管理者の名称
(変更前) 財団法人高知県文化財団
(変更後) 公益財団法人高知県文化財団
- 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市高須353番地2
- 変更年月日
平成24年4月1日

高知県告示第400号

高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26号）第19条第3項の規定により高知県立歴史民俗資料館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
高知県立歴史民俗資料館
- 変更前及び変更後の指定管理者の名称
(変更前) 財団法人高知県文化財団
(変更後) 公益財団法人高知県文化財団
- 指定管理者の主たる事務所の所在地

高知市高須353番地 2	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第401号	
高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第34号）第18条第3項の規定により高知県立坂本龍馬記念館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第22条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 高知県立坂本龍馬記念館	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称 （変更前） 財団法人高知県文化財団 （変更後） 公益財団法人高知県文化財団	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市高須353番地 2	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第402号	
高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第20条第3項の規定により高知県立美術館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 高知県立美術館	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称 （変更前） 財団法人高知県文化財団 （変更後） 公益財団法人高知県文化財団	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市高須353番地 2	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第403号	
高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第20条第3項の規定により高知県立文学館の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 高知県立文学館	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称	

（変更前） 財団法人高知県文化財団 （変更後） 公益財団法人高知県文化財団	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市高須353番地 2	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第404号	
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第17条第2項の規定によりこうち男女共同参画センターの指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第21条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 こうち男女共同参画センター	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称 （変更前） 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団 （変更後） 公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市旭町三丁目115番地	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第405号	
高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第13条第2項の規定により高知県立人権啓発センターの指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第17条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 高知県立人権啓発センター	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称 （変更前） 財団法人高知県人権啓発センター （変更後） 公益財団法人高知県人権啓発センター	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市本町四丁目1番37号	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第406号	
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。	
平成24年 6 月 12 日	

	高知県知事 尾崎 正直
1 解除予定に係る保安林の所在場所 吾川郡仁淀川町上名野川字ナガサキ1729の71	
2 保安林として指定された目的 水源の涵養	
3 解除の理由 林道用地とするため	
高知県告示第407号	
高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）第20条第3項の規定により高知県立牧野植物園の指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により次のとおり告示する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 施設の名称 高知県立牧野植物園	
2 変更前及び変更後の指定管理者の名称 （変更前） 財団法人高知県牧野記念財団 （変更後） 公益財団法人高知県牧野記念財団	
3 指定管理者の主たる事務所の所在地 高知市五台山4200番地 6	
4 変更年月日 平成24年 4 月 1 日	
高知県告示第408号	
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。	
その関係図面は、平成24年 6 月 12 日から 2 週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。	
平成24年 6 月 12 日	高知県知事 尾崎 正直
1 道路の種類 県道	
2 路 線 名 石鎚公園	
3 道路の区域	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字 フタマタ76番5から 吾川郡いの町長澤字 フタマタ71番11まで	前	8.1 } 14.3	43
	後	8.9 } 15.5	43

高知県告示第409号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第3項の規定により高知県のいち動物公園の指定管理者から名称について変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年6月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施設の名称
高知県のいち動物公園
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
（変更前） 財団法人高知県のいち動物公園協会
（変更後） 公益財団法人高知県のいち動物公園協会
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
香南市野市町大谷738番地
- 4 変更年月日
平成24年4月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成24年5月28日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成24年5月28日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年5月28日	特定非営利活動法人和	前田 和 広	高知市布師田2300番地	この法人は、高齢者及び要介護者等に対して、介護保険法に基づく、訪問介護事業及び、介護予防訪問介護事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第8号

平成18年4月高知県教育委員会告示第12号（高知県職員倫理条例第2条第1項第3号の任命権者が定める者）の一部を次のように改正する。

平成24年6月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

本文中「財団法人高知県文化財団」を「公益財団法人高知県文化財団」に、「別表第1の7級の教育委員会の項」を「別表第1の6級の教育委員会の項」に、「参事」を「副参事」に改める。

高知県教育委員会告示第9号

高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第55号）第10条第3項の規定により高知県立埋蔵文化財センターの指定管理者から名称について変更の届出があったので、同条例第14条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

- 1 施設の名称
高知県立埋蔵文化財センター
- 2 変更前及び変更後の指定管理者の名称
（変更前） 財団法人高知県文化財団
（変更後） 公益財団法人高知県文化財団
- 3 指定管理者の主たる事務所の所在地
高知市高須353番地2
- 4 変更年月日
平成24年4月1日

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第22号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

付則第8項第1号中「次号」を「以下この項」に、「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域（同条第5項の規定に基づく公示により設定された帰還困難区域をいう。）」に改め、同項第2号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行う」を「居住制限区域（原子力災害対策特別措置法第20条第5項の規定に基づく公示により設定された居住制限区域をいう。）に設定する」に改め、

同項に次の2号を加える。

（3） 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（前2号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第20条第5項の規定に基づく公示により設定された避難指示解除準備区域をいう。次号において同じ。）に設定することとされた区域を除く。）

（4） 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前3号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

付則第9項第1号中「1万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行うものにあつては、2万円）」を「6,600円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同項第3号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同項第4号中「1,000円」を「660円」に改め、同項に次の4号を加える。

（5） 前項第3号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 6,600円

（6） 前項第3号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円

（7） 前項第4号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 5,000円

（8） 前項第4号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円

付則第11項中「従事したときは」を「従事した場合においては」に、「最も高いものに係る手当」を「同額のときにあつては当該2以上の作業のうちいずれか1の作業に係る手当、当該2以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該2以上の作業のうち手当の額が最も高いものに係る手当（その額が同額のときにあつては、当該2以上の作業のうちいずれか1の作業に係る手当）」に改め、付則第12項中「第9項第1号又は第3号」を「第9項第1号、第3号、第5号又は第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月12日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第23号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改

**正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 公益財団法人高知県人権啓発センター
- (2) 公益財団法人高知県文化財団

第2条第1項第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 公益財団法人高知県牧野記念財団
- (7) 公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団

第2条第1項第9号から第11号までを次のように改める。

- (9) 公益財団法人高知県産業振興センター
- (10) 公益社団法人高知県貿易協会
- (11) 公益財団法人高知県農業公社

第2条第1項第14号を次のように改める。

- (14) 公益財団法人高知県のいち動物公園協会

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。